

島根県松江市PRキャラクター
おまっちえ

デザイン使用の手引き

—無償使用—



2025.8【Ver1.0】

デザインを正しく使用していただくために
必ず本手引きをお読みください

もくじ	2
無償の基準	3
申請の方法	4
①申請の流れ	
②提出物	
③申請方法・申請先	
④審査期間	
⑤留意点	
イラスト使用上の注意点	5
①デザインマニュアル	
②クレジット表記	
③その他	
その他留意事項	6
①許諾できない場合	
②使用の中止	
③製造物責任者の表示	
④「おまっちょ」の名称の使用について	
⑤その他	

「おまっちゃん」のデザインは次の場合のみ無償で使用していただけます。
※一部を除き、事前に松江市に申請を行い、許諾を受ける必要があります。

使用者		使用目的	申請
国、地方公共団体、その他公共団体		公用または公共用に使用するとき	要
自治会、NPO、その他公共的団体等		公益的な活動に使用するとき	要
教育機関※1		教育目的に使用するとき ※販売目的の教材等に使用するときには申請が必要です	不要
放送機関、新聞社、通信社、その他報道機関		報道目的に使用するとき	不要
出版社、旅行会社等		市への誘客のための旅行雑誌や旅行商品パンフレット等に使用するとき	要
市内※2	企業・団体	使用目的を問わない	
		販売目的の商品や販促のための景品に使用するとき	要
		内部で使用する資料等に使用するとき ※外部に配布する場合や不特定多数の人が見る場合は申請が必要です	不要
	個人	使用目的を問わない	
		販売目的の商品や販促のための景品に使用するとき	要
		内部で使用する資料等に使用するとき ※外部に配布する場合や不特定多数の人が見る場合は申請が必要です	不要
		限られた範囲で、個人的に使用するとき 例) 個人で使用する名刺、年賀状やオリジナルグッズ SNSでの個人アカウントにアップする画像	不要
市外※3	企業・団体	内部で使用する資料等に使用するとき ※外部に配布する場合や不特定多数の人が見る場合は申請が必要です	不要
	個人	内部で使用する資料等に使用するとき ※外部に配布する場合や不特定多数の人が見る場合は申請が必要です	不要
		限られた範囲で、個人的に使用するとき 例) 個人で使用する名刺、年賀状やオリジナルグッズ SNSでの個人アカウントにアップする画像	不要

※公益上の観点から、市長が無償とすることが適当であると認めたときも無償で使用できます。（申請は必要）

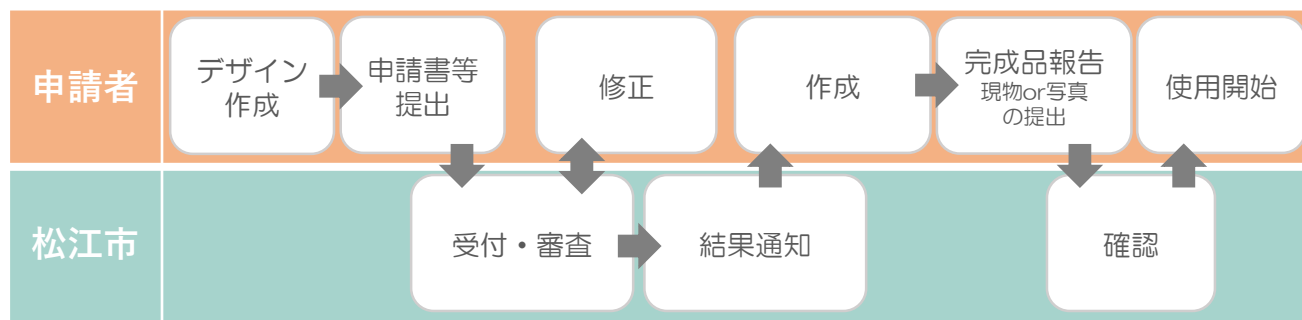
※1：教育機関とは以下の施設をさします。

保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校、公民館、図書館等

※2：市内に事業所・営業所がある企業・団体、および市内に住所を有する個人をさします。

※3：市外に事業所・営業所がある企業・団体、および市外に住所を有する個人をさします。

①申請の流れ



②提出物

■新規

商品・景品以外に使用する場合

- ・無償使用許諾申請書 様式第1号の1
 - ・使用する商品等のデザイン案がわかる資料
- ※修正可能な段階のものを提出してください。

商品・景品等を使用する場合

- ・無償使用許諾申請書（商品・景品等）様式第1号の2
- ・使用する商品等のデザイン案がわかる資料
- ※修正可能な段階のものを提出してください。
- ・申請者の概要がわかる資料（会社概要、団体概要等）
- ・食品類に使用する場合は、製造もしくは販売に係る「保健所の許可書（写し）」

■変更※使用許諾を受けた内容を変更する場合は、変更申請をしてください。（増産、デザインの変更、使用期間の延長等）

商品・景品以外に使用する場合

- ・無償使用許諾変更申請書 様式第4号の1
 - ・通知日が直近の使用許諾通知書の写し
 - ・変更後の商品等のデザイン案がわかる資料（デザイン変更の場合）
- ※修正可能な段階のものを提出してください。

商品・景品等を使用する場合

- ・無償使用許諾変更申請書（商品・景品等）様式第4号の2
 - ・通知日が直近の使用許諾通知書の写し
 - ・変更後の商品等のデザイン案がわかる資料（デザイン変更の場合）
- ※修正可能な段階のものを提出してください。

③申請方法・申請先

しまね電子申請サービス、郵送、持参にて申請してください。

〒690-8540

島根県松江市末次町86番地

松江市 政策部 広報課

TEL：0852-55-5125

▼しまね電子申請サービス▼

<https://ttzk.graffer.jp/city-matsue/proc-search?q=%E3%81%8A%E3%81%BE%E3%81%A3%E3%81%A1%E3%81%87>

④問い合わせ・申請先

提出物に不備のない場合、1週間～2週間程度審査に時間を要します。

※立体物や3Dデジタルデザイン等は、別途時間を要します。

事前にご相談ください。

⑤留意点

- ・1アイテム1申請必要です。商品数と同じ数の申請書が必要です。
- ※色違いやサイズ違いのみの場合は、1アイテム扱いになります。
- ・「おまっちゃん」にセリフをつける場合、セリフも審査対象となります。申請時にデザイン案とともに提出してください。
- ・商品にデザインを使用した場合は、年に1回「売上報告書 様式第7号」の提出をお願いします。

①デザインマニュアル

「おまっちゃん」のイラストを使用する際は、別紙「デザインマニュアル」を必ずご確認ください、禁止事項等遵守してください。

②クレジット表記

「おまっちゃん」のイラストを使用する場合、必ずキャラクター名を表記してください。また、許諾を得た使用品につきましては、使用許諾番号も合わせて表記してください。

- (1) 公式ロゴを配置もしくは、「松江市PRキャラクター おまっちゃん」と表記する。
- (2) 松広許諾第〇〇〇号と表記する。

■クレジット表記例

公式ロゴのみ +使用許諾番号	公式ロゴ+イラスト +使用許諾番号	イラスト+キャラクター名 +使用許諾番号
 松広許諾第〇〇〇号	 松広許諾第〇〇〇号	 松江市PRキャラクター おまっちゃん 松広許諾第〇〇〇号

※使用許諾番号は、「おまっちゃん」のイラストから離れた個所に記載して構いません。
(商品のパッケージ等も可)

※キャラクター名を表記する場合、フォントは「丸ゴシック系」を積極的にご使用ください。
視認できる程度であれば文字の大きさは問いません。

※使用品に「おまっちゃん」のイラストを複数使用する場合、クレジット表記は1箇所です。

※申請書にクレジットの表記箇所を必ず記入してください。

③その他

- 「おまっちゃん」が複数いるかのような設定はNGです。親子に見える、「おまっちゃん」同士会話を
する等のデザインはしないでください。
- 「おまっちゃん」のプロフィールから想定できない使用や、プロフィールを追加、改変しないでくだ
さい。

①許諾できない場合

- (1) キャラクターの使用によって誤認または混同を生じさせる恐れがあると認められるとき。
 - (2) キャラクターのイメージを損なう恐れがあると認められるとき。
 - (3) 立体物でその形状等がキャラクターの立体物と認められないとき。
 - (4) 宗教的行事、宗教的活動、政治的活動等に使用するとき。
 - (5) その他キャラクターの使用が適当でないと認められるとき。
- ※不承諾の場合、書面で通知します。

②使用の中止

許諾を受けたキャラクターの使用を中止する場合は、直近の「無償使用許諾通知書」の写しを添えて、「無償使用許諾中止届（様式第6号）」を提出してください。

③製造物責任者の表示

食品類への使用時

食品類への使用の場合は、製造物に対する責任所在を明らかにする表示をお願いします。
（表記例：「おまっちょ」の著作権者の松江市は製造者ではなく、本商品に何ら責任を負うものではありません。）

④「おまっちょ」の名称の使用について

- ・文字のみで表現する場合、申請は不要ですが、「おまっちょ」に関係ない事柄には使用できません。
OK例：「おまっちょ」の出演告知の際に文字のみで使用する等
- ・社名、商号、チーム名、イベントの冠等に「おまっちょ」は使用できません。

⑤その他

- ・使用条件に違反した場合、または申請書の内容に虚偽があることが明らかになった場合は、使用許諾を取り消します。申請者は直ちに使用を中止し、使用物の回収・撤去等を行ってください。その場合、松江市はその損失の補償の責めは負いません。
- ・使用許諾の内容に関し、苦情が生じた場合は、使用者の責務において適切に対応してください。
- ・使用者が「おまっちょ」の使用によって第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償、損失の補償を求められた場合も、松江市は責任の一切を負いません。
- ・その他、無償使用許諾通知書に記載している使用上の遵守事項を守ってください。



松江市 政策部 広報課

〒690-8540 島根県松江市末次町86番地
電話：0852-55-5125

お問い合わせフォームは [こちら](#) または、下記二次元コードから



広報課お問い合わせフォーム